

【参考】 改正後の長野県森林づくり県民税条例 ※下線部が改正部分

(趣旨等)

第1条 この条例は、県土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の特例等を定めるものとする。

2 略

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 略

2 平成26年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第22条及び附則第11条の4の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第28条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 略

(検証、評価等)

第5条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業(以下この条において「事業」という。)の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

3 主な検討の経過

H29.6~7月	県民、企業、市町村及び市町村議会に対しアンケート調査を実施
H29.9.4	みんなで支える森林づくり県民会議が「長野県森林づくり県民税に関する提言」を県へ提出 (※H29.1月から計7回の県民会議で今後の森林づくり県民税のあり方等を検討)
H29.9.4	長野県地方税制研究会・専門部会が「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題～平成30年度以降に継続する場合の注意点～」を県へ提出 (※H29.1月から計7回の研究会で今後の森林づくり県民税のあり方等を検討)
H29.9.21	長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)を公表
H29.9.21~10.25	基本方針(案)に対するパブリックコメントを実施(意見提出者135名、意見件数282件)
H29.10月	県民説明会(4会場、参加者数約280名) 市町村説明会(6会場)
H29.11.16	長野県森林づくり県民税に関する基本方針を決定

本号で公布された条例のあらまし

◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 個人番号の利用等について、住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、次のとおり改正しました。
 - (1) 個人番号を利用する県の独自事務として、次の3事務を追加しました。
 - ア 私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付に関する事務
 - イ 私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務
 - ウ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
 - (2) 知事部局又は教育委員会それぞれの内部において又はこれら執行機関間において特定個人情報の利用又は提供を行う事務及びその利用等を行う特定個人情報を追加しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の実施機関として、公立大学法人長野県立大学を加えるため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例（条例第51号）

- 1 地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐこととなる県の内部組織を定めました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 公立大学法人長野県立大学の重要な財産を定める条例（条例第52号）

- 1 地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学における次に掲げる重要な財産を定めました。
 - (1) 県などからの出資等に係る財産で、公立大学法人において不要になった際、知事の認可を受けて県等へ納付することが必要となるもの
 - (2) 公立大学法人の財産で、処分しようとする際、知事の認可を受けることが必要となるもの
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 長野県短期大学条例を廃止する条例（条例第53号）

- 1 長野県短期大学の運営を公立大学法人長野県立大学に引き継ぐことに伴い、長野県短期大学条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（条例第54号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、新たに県に設置する長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定めました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 国民健康保険保険給付費等交付金の交付等に関する条例（条例第55号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となるため、市町村に対する国民健康保険保険給付費等交付金の交付等について、必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例（条例第56号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となるため、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定の基準等について、必要な事項を定めました。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 通訳案内士法及び旅行業法の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。

- (1) 通訳案内士の資格名称の改称など通訳案内士制度の見直しに合わせ、規定を整理しました。
- (2) 旅行サービス手配業の登録制度が創設されたため、当該審査に係る手数料の額を1件につき17,000円と定めました。

2 この条例は、平成30年1月4日から施行します。

◇ 長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 長野県森林づくり県民税（県民税の均等割の税率に加算）について、次のとおり改正しました。

- (1) 長野県森林づくり県民税の用途を森林の多様な利活用の推進等に係る施策について拡充し、その適用期間を5年間延長しました。
- (2) 長野県森林づくり県民税を財源とする事業の検証、評価等に関する規定を新たに設けました。

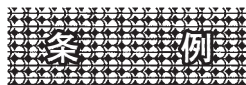
2 この条例は、平成30年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 県議会議員の定数を変更しました。

2 県議会議員の選挙区の合区を行い、各選挙区において選挙すべき議員の数を変更しました。

3 この条例は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行します。



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第49号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 知事の項の次に次のように加える。

2 知事	東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの
------	--

別表第1の2 知事の項中「2」を「3」に改め、同表の3 知事の項中「3」を「4」に改め、同項の次に次のように加える。

5 知事	私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの
------	---

別表第1の4 知事の項中「4」を「6」に改め、同表の5 教育委員会の項中「5 教育委員会」を

「7 教育委員会」に改め、同表の6 教育委員会の項中「6」を「8」に改め、同表の7 教育委員会の項中「7」を「9」に

改め、同表に次のように加える。

10 教育委員会	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定によるものを除く。）に関する事務（以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。）であって規則で定めるもの
----------	---

別表第2の1 知事の項中「1 知事」を「10 知事」に、「又は」を「、」に、「)」であって」を「)、高

等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報（以下この表において「就学支援金関係情報」という。）又は高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報（以下この表において「私立高等学校等学び直し支援金関係情報」という。）であって」に改め、同項の前に次のように加える。

1 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下この表において「障害者手帳関係情報」という。）、私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	法別表第2の28の項の第2欄に掲げる事務	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
7 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 知事	法別表第2の119の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の2 知事の項中「2 知事」を「12 知事」に改め、「生活保護法（昭和25年法律第144号）に

よる保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「」を削り、「」という。）又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「」を「、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は」に、「」という。）であって」を「であって」に改め、同項の前に次のように加える。

11 知事	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は私立の小学校、中学校等の児童若しくは生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------------	---

別表第2の3 知事の項中「3」を「13」に改め、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報（以下この表において「」及び「」という。）」を削り、同項の次に次のように加える。

14 知事	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
-------	------------------------------------	------------------------------

別表第2の4 知事の項中「4 知事」を「15 知事」に、「自立支援給付若しくは」を「自立支援給

付、」に改め、「(平成26年法律第50号)」を削り、「の支給」を「若しくは私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給」に、「又は生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報又は障害者手帳関係情報」に改め、同表の5 教育委員会の項中「5」を「16」に改め、同表の6 教育委員会の項中「6」を「17」に改め、同表の7 教育委員会の項中「7」を「18」に改め、同表に次のように加える。

19 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
----------	-----------------------------------	------------------------------

別表第3の1 知事の項中「1 知事」を「4 知事」に、「特別支援学校への就学奨励に関する法律

(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報」を「特別支援学校就学奨励費関係情報、学校保健医療費用関係情報又は奨学給付金関係情報」に改め、同項の前に次のように加える。

1 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁若しくは特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(同法第2条第1項の規定によるものを除く。)に関する情報(以下この表において「特別支援学校就学奨励費関係情報」という。)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報(以下この表において「学校保健医療費用関係情報」という。)又は高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する情報(以下この表において「奨学給付金関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校就学奨励費関係情報又は学校保健医療費用関係情報であって規則で定めるもの
3 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の2 教育委員会の項中「2」を「6」に改め、同項の前に次のように加える。

5 教育委員会	法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---------	----------------------	----	-----------------------------------

別表第3の3 教育委員会の項中「3」を「7」に改め、同表に次のように加える。

8 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---------	-----------------------------------	----	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報政策課

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第50号

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例

(長野県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「病院機構」を「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「地方独立行政法人」という。)であって、県が設立したもの(以下「県立地方独立行政法人」に改める。

第2条第1号中「病院機構」を「県立地方独立行政法人」に改

め、同条第2号中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第7号中「病院機構」を「県立地方独立行政法人」に改める。

第5条第2項第5号、第37条の2(見出しを含む。)及び第61条中「病院機構」を「県立地方独立行政法人」に改める。

(長野県情報公開条例の一部改正)

第2条 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「病院機構」を「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(第7条及び第14条第1項において「地方独立行政法人」という。)であって、県が設立したもの(以下「県立地方独立行政法人」に改め、同条第2項中「病院機構」を「県立地方独立行政法人」に改める。

第7条第2号のうち「(地方独立行政法人法(平成15年法律第1

18号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条及び第14条において同じ。)を削る。

第17条の2(見出しを含む。)及び第33条第1項中「病院機構」を「県立地方独立行政法人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県個人情報保護条例(次項において「旧個人情報保護条例」という。)の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為又は第2条の規定による改正前の長野県情報公開条例(次項において「旧情報公開条例」という。)の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において公立大学法人長野県立大学(以下この項及び次項において「長野県立大学」という。)が処理することとなる事務に係るものは、第1条の規定による改正後の長野県個人情報保護条例(次項において「新個人情報保護条例」という。)又は第2条の規定による改正後の長野県情報公開条例(次項において「新情報公開条例」という。)の相当規定に基づき長野県立大学がしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為又は旧情報公開条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において長野県立大学が処理することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例又は新情報公開条例の相当規定に基づき長野県立大学に対してされたものとみなす。

情報公開・法務課

公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第51号

公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例

公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐこととなる地方独立

長野県短期大学条例を廃止する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県条例第53号

長野県短期大学条例を廃止する条例

長野県短期大学条例(昭和39年長野県条例第20号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日以前においてこの条例による廃止前の長野県短期大学条例の規定により納入し、又は納入すべきであった授業料、入学料、入学審査料及び寄宿料については、なお従前の例による。

(長野県職員定数条例の一部改正)

3 長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,348人」を「5,284人」に、「5,639人」を「5,575人」に改める。

行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、長野県短期大学条例を廃止する条例(平成29年長野県条例第53号)による廃止前の長野県短期大学条例(昭和39年長野県条例第20号)第2条の長野県短期大学とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

県立大学設立準備課

公立大学法人長野県立大学の重要な財産を定める条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第52号

公立大学法人長野県立大学の重要な財産を定める条例

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第1条 公立大学法人長野県立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日におけるその帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるこれらの額)が50万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第2条 公立大学法人長野県立大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、その予定価格(適正な対価を得得する売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限り)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

県立大学設立準備課

長野県知事 阿部守一

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

4 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「長野県短期大学の学長にあつては」及び「長野県看護大学の学長にあつては同表の6級2号俸の額」を削る。

別表第1中 「 | 411,600 | 585,600 | を 「 | 411,600 | 719,100 | に改める。
| 413,900 | 719,100 | 」 | 413,900 | 」

別表第6のア中 「 | 1 看護大学の助教の職務
2 大学の助手の職務
1 大学の講師の職務
2 短期大学の助教の職務 | を

「 | 大学の助教又は助手の職務
大学の講師の職務 | に改める。」

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

5 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の75の項中

Table with 3 columns: Item description, Unit, Amount. Row (8) 法第9条の3第1項の規定による免許状更新講習 (1時間, 1,000円). Row (9) 法第15条の規定による免許状の書換え (1件, 920円). Row (8) 法第15条の規定による免許状の書換え (”, 920円).

「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

県立大学設立準備課

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第54号

長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定により、条例で定める長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、11人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「 | 介護保険審査会の委員 | を 「 | 国民健康保険運営協議会の委員
介護保険審査会の委員 | に改める。」

健康福祉政策課国民健康保険室

国民健康保険保険給付費等交付金の交付等に関する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第55号

国民健康保険保険給付費等交付金の交付等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の2第1項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関す

る政令(昭和34年政令第41号。次条において「政令」という。)第6条第2項、第3項及び第6項第3号の規定により、同法第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付等)

第2条 政令第6条第2項に規定する普通交付金は、市町村に対し、同項に掲げる費用に応じ、規則で定めるところにより交付する。

2 政令第6条第3項に規定する特別交付金は、市町村に対し、当該市町村の財政状況その他の事情に応じ、規則で定めるところにより交付する。

3 政令第6条第6項第3号に規定する特別交付金の交付に充てられる国民健康保険法第72条の2第1項の規定による繰入金については、規則で定める。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

健康福祉政策課国民健康保険室

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第56号

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第1項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項から第7項まで及び第9項、第10条第3項から第5項まで及び第7項並びに第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定により、同法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般納付金基礎額)

第2条 政令第9条第3項の条例で定める基準は、零を超え1以下の数とする。

2 政令第9条第4項に規定する条例で定める値は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。

3 政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第4項第3号のイの(1)の条例で定める部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1

日から当該年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第1項第2号の特定給付対象療養を除く。)につき国民健康保険法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が80万円を超えるものの当該を超える部分とする。

4 政令第9条第5項の条例で定める基準は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

5 政令第9条第6項に規定する条例で定める数は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

6 政令第9条第7項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

7 政令第9条第9項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金基礎額)

第3条 政令第10条第3項の条例で定める基準は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

2 政令第10条第4項に規定する条例で定める数は、政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

3 政令第10条第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

4 政令第10条第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。

(介護納付金納付金基礎額)

第4条 政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

2 政令第11条第4項に規定する条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

3 政令第11条第5項に規定する条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

4 政令第11条第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

健康福祉政策課国民健康保険室

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第57号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の46の項中「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項」を「同法第57条」に、「通訳案内士又は地域限定特例通訳案内士」を「全国通訳案内士又は地域通訳案内士」に、「構造改革特別区域法第19条の2第8項」を「同法第57条」に改める。

別表第1の47の項中

(3) 旅行業法施行令第5条第1項の規定による旅行業法第6条の4第1項に規定する変更登録の申請に対する審査	〃	11,000円
---	---	---------

を

(3) 旅行業法施行令第5条第1項の規定による旅行業法第6条の4第1項に規定する変更登録の申請に対する審査	〃	11,000円
(4) 旅行業法施行令第5条第2項の規定による旅行業法第23条に規定する登録の申請に対する審査	〃	17,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

山岳高原観光課
観光誘客課国際観光推進室

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第58号

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「実施」を「実施、森林の多様な利用及び活用の推進」に改める。

第2条第2項中「平成29年度」を「平成34年度」に改める。

第3条第1項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（検証、評価等）

第5条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定（第5条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

森林政策課

長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第59号

長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員の定数及び選挙区に関する条例（平成10年長野県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「58人」を「57人」に改める。

第2条の表の長野市選挙区の項及び松本市選挙区の項を次のように改める。

長野市上水内郡選挙区	長野市、信濃町、飯綱町、小川村	11人
松本市東筑摩郡選挙区	松本市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	7人

第2条の表の飯田市選挙区の項を次のように改める。

飯田市下伊那郡選挙区	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	4人
------------	---	----

第2条の表の下伊那郡選挙区の項、東筑摩郡選挙区の項及び上水内郡選挙区の項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。

調査課

長野県森林づくり県民税条例（改正部分下線）

（平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号）

（趣旨等）

第 1 条 この条例は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施、森林の多様な利用及び活用の推進その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 2 条 平成 20 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条及び附則第 11 条の 4 の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年長野県条例第 58 号）第 3 条第 1 項」とする。

（基金の積立て）

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

（検証、評価等）

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（資金積立基金条例の一部改正）

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	--

（施行期日）（平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 8 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 11 日条例第 71 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日条例第 58 号抄）

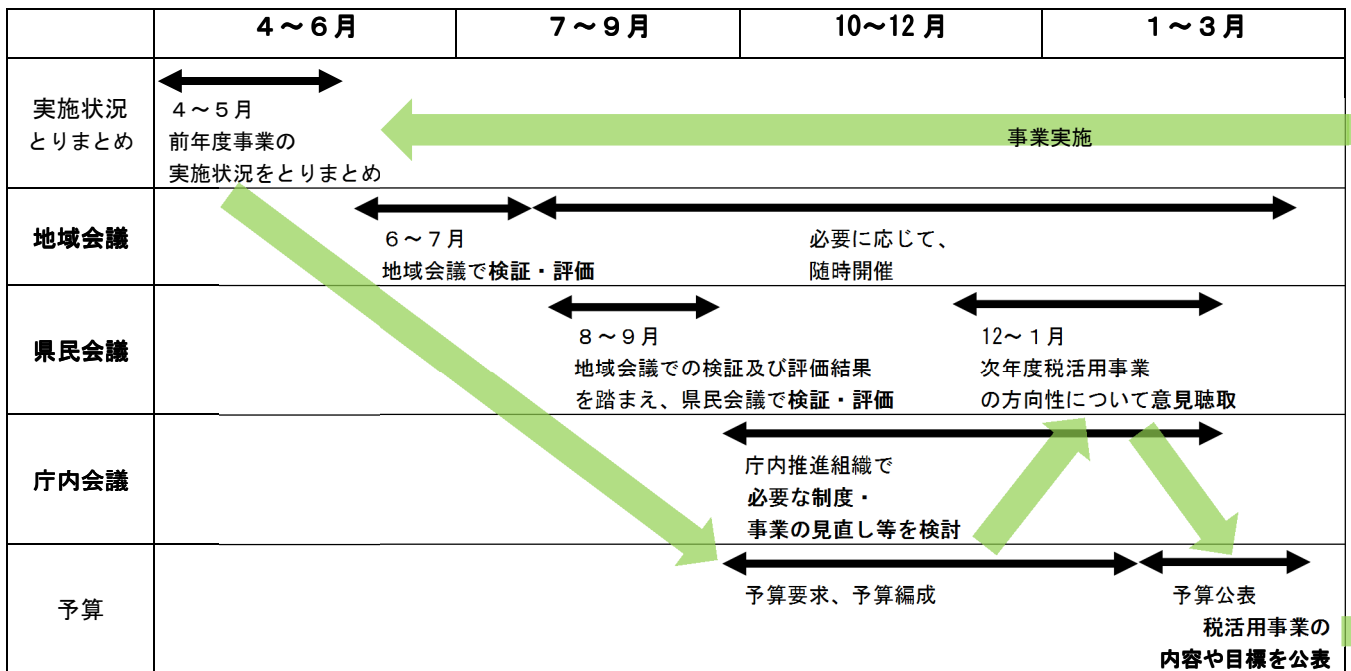
（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定（第 5 条第 2 項に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

みんなで支える森林づくり県民会議 今後の役割

長野県森林づくり県民税条例の一部改正に伴い、県が、毎年度、県民税活用事業の内容及び目標を定め、又は検証及び評価を行うに当たって、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くこととしている。

1 検証及び評価スケジュール



2 設置要綱の改正について

新	旧
<p>(所掌事項)</p> <p>第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や<u>毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、森林づくり指針の改定等</u>についての検討を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。</p>

3 検証・評価に係る今後の取組

- ・ 用途の拡大及び検証・評価の着実な実施に向けた県庁内関係部局の連携強化
(森林づくり県民税活用事業推進会議：座長・副知事)
- ・ 客観的な検証・評価に資するための事業実績・成果の取りまとめ
(定量的視点、定性的視点)
- ・ 地域会議・県民会議を経て取りまとめた検証・評価レポートの作成、公表